

請 願 一 覧 表

[令和4年第5回高梁市議会（定例）]

請願第1号

受理年月日	件 名	請 願 者	紹介議員
R4. 8. 24	少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の請願について	高梁市片原町8 岡山県教職員組合高梁支部 支部長 石井 栄二郎	宮田 好夫

請願第2号

受理年月日	件 名	請 願 者	紹介議員
R4. 8. 24	精神保健医療福祉の改善に関する請願	岡山市北区下伊福西町1-53 岡山県医療労働組合連合会 執行委員長 西崎 克江	石部 誠

請願第3号

受理年月日	件 名	請 願 者	紹介議員
R4. 8. 24	医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げを求める請願	岡山市北区下伊福西町1-53 岡山県医療労働組合連合会 執行委員長 西崎 克江	石部 誠



請 願 書

令和 4 年 ^{請願}陳情 第 1 号
令和 4 年 8 月 24 日 受付

2022 年 8 月 24 日

高梁市議会議長
宮田公人様

紹介議員 宮田 好夫
請願者 住所 高梁市片原町 8
氏名 岡山県教職員組合高梁支部
支部長 石井 栄二郎



少人数学級の拡充及び教職員定数改善をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書 採択の請願について

<請願趣旨・理由>

2021 年 3 月 31 日に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に一律 35 人に引き下げられました。しかし、多くの国民が求めた 30 人学級には届かず、また、中学校・高等学校の学級編制標準は現在のまま据え置かれています。さらにきめ細かな教育をするためには 30 人学級や中学校・高等学校での少人数学級の早期実施が必要です。少人数学級や教職員の定数の改善については、2021 年 11 月に全国知事会、全国市長会及び全国町村会が「新しい時代の学びの環境整備に向けた提言書」において中学校における少人数学級の推進や小学校高学年における専科指導教員の計画的な配置に必要な教職員定数の確保のため、基礎定数の見直しや加配定数の充実等、所要の措置を図ることが重要としています。

しかし、35 人学級実施に要する教職員の定員増の多くが、児童数減少に伴う自然減等によって相殺されるため、実際に今年度についても前年度よりは教職員定数が減少しています。その一方で、学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しています。さらに、GIGA スクール構想による一人一台端末を活用した新たな学びの創造を求められるなど、教材研究や授業準備の時間、子どもたちとむき合う時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学級とは、学校が教育的配慮のもとに組織する児童生徒の集団であり、その規模は児童生徒にとって基本的な教育条件のひとつです。また、担任する児童生徒の多寡は教員にとって労働条件のひとつであり、労働条件の良否は児童生徒の教育条件に少なからず影響を及ぼしています。

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、2023 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、30 人学級等さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用ができるよう、少人数学級実施のための加配を削減しないこと。



2022年8月24日

高梁市議会

議長 宮田 公人 様

岡山県医療労働組合連合会

執行委員長 西崎 克江

700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53

TEL.086-255-1140

紹介議員 石部 誠

精神保健医療福祉の改善に関する請願

【請願趣旨】

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰もが安心して受診できる精神科医療の実現は国民的課題となっています。

日本の精神科医療は、諸外国に比して半世紀以上の遅れをとっています。地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活が中心となっています。

一般病院に比して診療報酬は低く抑えられ、施設の医師や看護師などの体制も半分以上と極めて少ない状況です。疾患の治療というよりは、精神障害者から社会を守るという日本に固有の誤った観念が精神疾患に対する差別と偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離・身体拘束などの人権侵害を引き起こして、国際的にも批判を浴びています。

日本は2014年に障害者権利条約を批准しています。すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉に転換することが必要です。

新型コロナウイルスパンデミックの長期化によるメンタルヘルス対策の強化も喫緊の課題となっています。

以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法99条にもとづき、国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

【請願項目】

1. 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則として廃止できるよう、精神科専門職の配置基準を引き上げること。一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
2. 精神疾患や認知症があっても地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。差別や偏見をなくするための啓発を促進し、施策には当事者と家族の声を尊重して反映させること。
3. 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健医療福祉予算の拡充や職員の雇用保障、教育、研修を国が責任をもって行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上



令和4年^{請願}陳情第3号
令和4年8月24日 受付
2022年8月24日

高梁市議会

議長 宮田 公人 様

岡山県医療労働組合連合会

執行委員長 西崎 克江

700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53 TEL086-255-1140

紹介議員

石部 誠

医療・介護・保育・福祉などの職場で働く すべての労働者の大幅賃上げを求める請願

【請願趣旨】

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士など、公定価格で規定されるケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかにしました。ケア労働者の賃金引き上げを積極的に行うことは歓迎しますが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではありません。また、看護職の処遇改善では、10月以降の診療報酬で看護職の給与3%引き上げるとしていますが、わずか+0.2%の改定率では給与1%の財源にもなりません。

22春闘の処遇改善事業に関わる日本医療労働組合連合会加盟組織の回答（6月30日現在回答数206組織）を見ても、基本給に反映した回答は看護職関係で1組合、介護職関係で12組合のみであり、政府が宣言した賃上げには全く繋がっていません。さらに、「職場に分断を持ち込む」あるいは「10月以降の内容が不明で継続性が疑われる」などの理由で申請しないとの回答も出されています。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を大幅に改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助を、全額国庫負担で事業所や施設に対する支援を行うこと。
2. 介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
3. 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を講じること。

以上